

令和5年度私立幼稚園教育水準向上支援事業補助 Q&A

番号	項目	質問	回答
1	事業概要	本補助事業の概要はどのようなものでしょうか。	<p>昨今の社会経済情勢において、幼稚園を取り巻く環境はこれまでとは激変しています。そのような状況においても、各幼稚園が家庭や地域社会のニーズに応え、教育水準を向上させる取組を実施し、質の高い幼児教育が提供していくことが求められています。</p> <p>本補助事業は、各幼稚園の教育水準を向上させる取組を支援することによって、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境を整備することを目的とし、実施するものです。</p>
2	スケジュール	本補助事業のスケジュールはどのようなものでしょうか。	<p>現時点で以下のようなスケジュールを予定しています。</p> <p>令和5年9～10月 交付申請書提出依頼 (提出期限：依頼日の1ヵ月から1ヵ月半後)</p> <p>令和6年2～3月 交付決定 3月 実績報告書提出依頼 5月 額確定、補助金交付</p>
3	対象期間	申請にあたって、対象となる取組はいつ実施するものでしょうか。	対象となる取組は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施するものです。
4	対象主体	個人立幼稚園等（旧102条園）も申請の対象となりますか。	個人立幼稚園等（旧102条園）も申請の対象となります。
5	補助要件	補助要件を教えてください。	<p>次の（1）から（3）のすべてを満たす場合に補助対象となります。</p> <p>（1）学校教育法等で定める「自己評価」及び「学校関係者評価」を実施し、評価結果を自園のホームページで公表していること</p> <p>（2）教育水準の向上に向けた取組で、次の①から④までのいずれかの分類に該当すること</p> <p>①幼児教育の内容・方法の改善 ②幼児教育を担う人材の育成・専門性の向上 ③家庭・地域における幼児教育の支援 ④新型コロナウイルス感染症に対応した取組</p> <p>（3）（2）の取組内容や成果について、報告書等の形で分かりやすく取りまとめ、学校関係者評価の中で評価を受け、報告書等及び評価結果を自園のホームページで公表すること</p>
6	学校関係者評価の未実施	（令和5年度から本補助事業に申請する場合）令和4年度分の学校関係者評価を実施していない場合はどうしたらよいですか。	<p>令和4年度分の学校関係者評価を実施していない場合は、交付申請書の提出時に次の①又は②のいずれかの要件を満たすことができれば申請ができます。</p> <p>①令和5年度分の学校関係者評価の一部実施、実施状況の報告（様式任意） ②令和5年度分の学校関係者評価実施計画の提出（様式任意）</p> <p>なお、令和4年度、本補助事業に申請している場合、令和5年7月末までに令和4年度分の学校関係者評価を実施し、HPに公表していただくことになっています。</p>
7	学校関係者評価の公表	（令和5年度から本補助事業に申請する場合）交付申請書提出時に、令和4年度分の学校関係者評価の公表ができていない場合どうすればよいですか。	<p>交付申請書の提出までに公表してください。ただし、交付申請書提出までの公表が難しい場合には、公表予定日を教えてください。公表後速やかにホームページ上リンク先アドレスを報告していただきます。</p>
8	学校関係者評価の公表	実績報告書提出時に、令和5年度分の学校関係者評価の公表ができていない場合どうすればよいですか。	<p>実績報告書に公表予定日をご記入いただくとともに、公表後速やかにHP上リンク先アドレスを報告していただきます。なお、公表の最終期限は令和6年7月末とする予定です。</p>

令和5年度私立幼稚園教育水準向上支援事業補助 Q&A

番号	項目	質問	回答
9	学校関係者評価の内容	申請する取組について、学校関係者評価を受ける必要がありますか。	本補助金でご申請いただく取組について、学校関係者評価を受けていただくことを補助要件の1つとしております。令和5年度分の学校関係者評価の中で評価を受けているのかを確認しますので、学校関係者評価結果報告書の中に明確に記載してください。※取組について学校関係者評価を受けたことが確認できない場合には、対象外となる可能性があります。
10	対象となる取組	どのような取組が対象となりますか。	具体的な取組は、ご案内資料をご覧ください。なお、ご案内資料に記載の事例はあくまで例示ですので、それ以外の取組であっても構いません。
11	対象となる取組	年に1回のみ実施する事業も対象となりますか。	年に1回等、単発で実施する取組は原則として対象となりません。
12	対象となる取組	毎年実施している取組でも対象となりますか。	継続することで教育水準の向上が図られていると説明することが出来る場合は、対象となります。
13	教育水準の向上	教育水準の向上（レベルアップ）はどのように捉えたらよいでしょうか。	令和4年度（基準年度）と比較し、令和5年度の取組が、幼児教育の観点から、どのように質を向上させているのか をご説明ください。 現状維持や取組の見方・角度を変えたものは対象となりません。
14	取組の数	複数の取組について申請できますか。	複数の取組について申請ができます。
15	取組の取扱い	取り組んだ内容についてはどうしたらよいですか。	取り組んだ内容・成果について、報告書等の形で分かりやすくまとめたうえで、学校関係者評価の中で評価を受け、報告書等及び評価結果をホームページで公表する必要があります（ 報告書等と評価結果の両方を公表してください ）。 なお、各園の取組については、東京都私学部のホームページにリンク先を掲載するなどして、他の園にも好事例集として共有できるよう検討しています。
16	他の補助金との関係	経常費補助に申請した内容は申請できますか。	経常費補助における特別補助や施設型給付費における各種加算等、他の補助金の対象となっている取組については、対象とすることができません。
17	対象となる経費	どのような経費が対象となりますか。	教育水準の向上を目的とし、新たな取組を実施するために必要な経費が対象となります。具体的には、以下のものです（要綱の別表参照） <補助対象経費> 給料手当（非常勤職員に対するもの）、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料及び賃借料、工事費
18	対象となる経費	対象となる経費は申請年度（令和5年度）に支出したものでしょうか。	対象となる経費のは申請年度（令和5年度）に原則支出したものです。なお、システムの使用料（令和6年3月分）等や納品が令和6年3月となる消耗品等で、支払が令和6年3月中に終わらないものについても、例外的に認められる場合もあります。
19	対象となる経費	令和5年度より前に締結した複数年度にわたる契約の場合、対象となりますか。	令和5年度に係る部分のみ対象として構いません。 （例）令和4年2月から令和5年12月までの委託契約の場合、令和5年4月から令和5年12月までの支払金額については対象となります。
20	対象となる経費	補助対象となる物品を購入した際に、ポイントが付与されました。このポイントは、1ポイント＝1円の割引に使用できるものです。この取扱いは、どのようにすればよいでしょうか。	左記の性質を持ったポイントを取得した場合は、補助対象経費から相当額を差し引くようにしてください。

令和5年度私立幼稚園教育水準向上支援事業補助 Q&A

番号	項目	質問	回答
21	補助上限	補助上限はありますか。	令和5年5月1日現在の定員内実員により上限が異なります。具体的には、以下のとおりです。 定員内実員が100人以上の場合 100万円 定員内実員が100人未満の場合 80万円
22	補助金額	補助金額はどのくらいですか。	取組を実施するにあたって必要となった経費の10分の10を補助します（端数処理や補助上限があります。）。 なお、予算の都合上、補助金額が圧縮される場合があります。
23	交付申請書	取組がすでに完了している場合、「交付申請書3に記載した内容の根拠書類」として実施報告書等を提出してもよいでしょうか。	構いません。
24	実績報告	実績報告時はどのような書類の提出が必要になりますか。	現時点で、下記の書類の提出を依頼する予定です。 ・実績報告書（別記第2号様式） ・支払の事実が確認できる書類（領収書等） ・実績報告3に記載した内容の根拠書類（実施報告書、園だより等） ※取組実施後に作成したもの
25	実績報告	「実績報告3に記載した内容の根拠書類」とは具体的に何を提出すればよいでしょうか。	実施報告書・園だより・保育日誌等、取組を行ったことが分かる書類を提出してください。 「計画」や「予定」のみが記載されているものは根拠書類となりません。
26	実績報告	ホームページには何を公表すればよいでしょうか。	以下3点を掲載してください。 ①本事業での取組内容（報告書や取組紹介ページを作成する等、掲載方法は任意） ②自己評価（本事業での取組について、自己評価を行ってください） ③学校関係者評価（本事業での取組について、学校関係者に評価を受けてください。）

このQ&Aは適宜更新される場合があります。